明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**四九）　二
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**五〇）　八
○特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**八二）　一〇
○消費生活用製品安全法施行令別表第一第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令（**経済産業**二九）　一三
○経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（**同**三〇）　一六

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**八）　一六
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件（**国家公安委**二四）　一七
○周波数割当計画の一部を変更する件（**総務**二〇一）　四二
○無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件（昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号）の一部を改正する件（**同**二〇二）　四四
○呼出名称記憶装置を装置しなければならない簡易無線局及びその呼出名称記憶装置の技術的条件を定める件（平成二十年総務省告示第四百六十六号）の一部を改正する件（**同**二〇三）　四七
○簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（平成二十年総務省告示第四百六十七号）の一部を改正する件（**同**二〇四）　四七
○簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件（**同**二〇五）　四九
○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（**同**二〇六）　五三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**六二四）　五四
○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**六二五）　五七
○肥料の登録が失効した件（**同**六二六）　五八
○肥料を登録した件（**同**六二七）　五八

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　五九

特殊法人等

日本放送協会落札関係　八八

地方公共団体

無縁墳墓等改葬関係　八八

会社その他

会社決算公告　八九